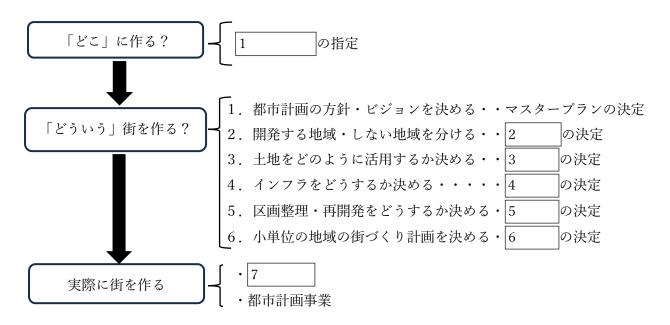
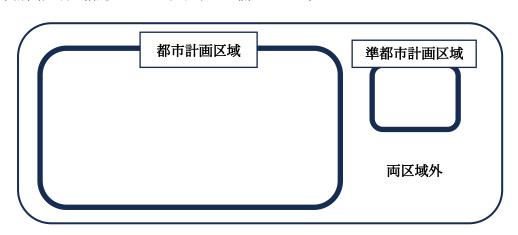
第1章 都市計画法

問1. 都市計画法の全体像について、以下の空欄を埋めよ。

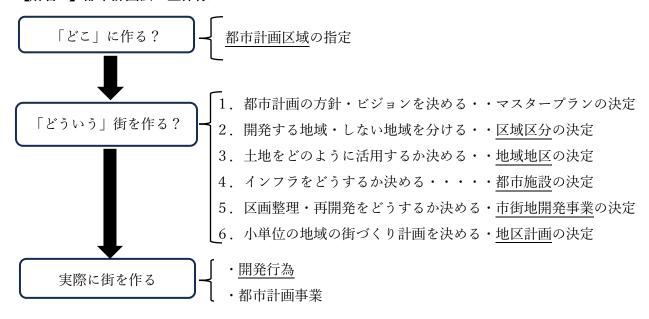


間2. 都市計画区域の指定について、以下の空欄を埋めよ。

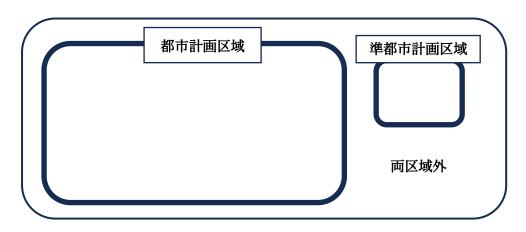


- 都市計画区域の指定は 1 に関係なく指定される。
- 都市計画区域の指定は、原則として 2 が行うが、複数の都府県にまたがる場合は 3 が指定する。
- 都市計画区域外において、4 しておくと 5 の街づくりに影響が生じる区域を、 準都市計画区域として指定することができる。

【解答1】都市計画法の全体像



【解答2】都市計画区域の指定

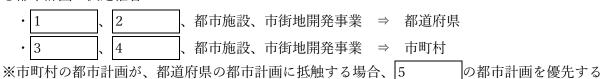


- 都市計画区域の指定は行政区画に関係なく指定される。
- 都市計画区域の指定は、原則として<u>都道府県</u>が行うが、複数の都府県にまたがる場合は 国土交通大臣が指定する。
- 都市計画区域外において、<u>放置</u>しておくと<u>将来</u>の街づくりに影響が生じる区域を、準都市計画 区域として指定することができる。

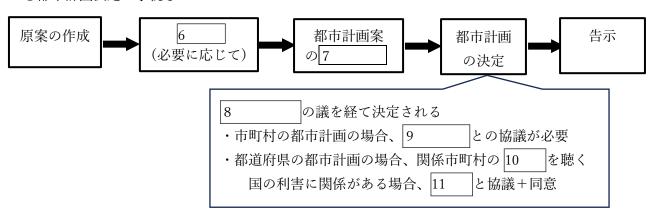
- 1. 都市計画の内容で決定するものを6つ挙げよ。
- 2. 都市計画区域は誰が指定するか。
- 3. 準都市計画区域はどういう場所に指定されるか。

問3. 都市計画の決定について、以下の空欄を埋めよ。

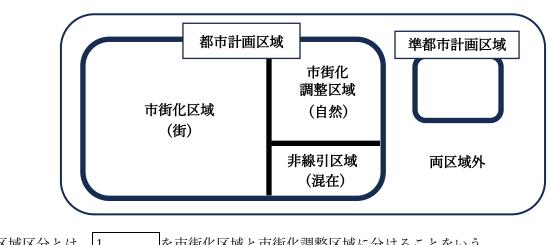
○都市計画の決定権者



○都市計画決定の手続き



問4. 区域区分について、以下の空欄を埋めよ。



区域区分とは、1 を市街化区域と市街化調整区域に分けることをいう。

○市街化区域とは、すでに2 を形成している区域、およびおおむね3 以内に優先的かつ計画的に4 べき区域のことをいう。
○市街化調整区域とは、市街化を5 すべき区域のことをいう。
○市街化区域にも市街化調整区域にも属さない区域のことを、
6 (非線引き区域)という。
※区域区分をするかどうかは7 である。
※区域区分をするかどうかは7 である。
※

【解答3】都市計画の決定

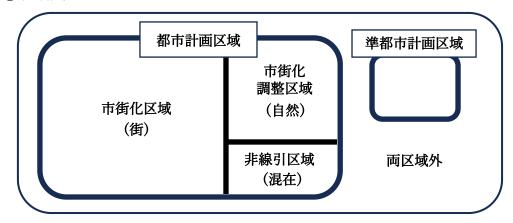
- ○都市計画の決定権者
 - ・マスタープラン、区域区分、都市施設、市街地開発事業 ⇒ 都道府県
 - ・地域地区、地区計画、都市施設、市街地開発事業 ⇒ 市町村
- ※市町村の都市計画が、都道府県の都市計画に抵触する場合、都道府県の都市計画を優先する
- ○都市計画決定の手続き



都市計画審議会の議を経て決定される

- ・市町村の都市計画の場合、都道府県知事との協議が必要
- ・都道府県の都市計画の場合、関係市町村の<u>意見</u>を聴く 国の利害に関係がある場合、大臣と協議+同意

【解答4】区域区分

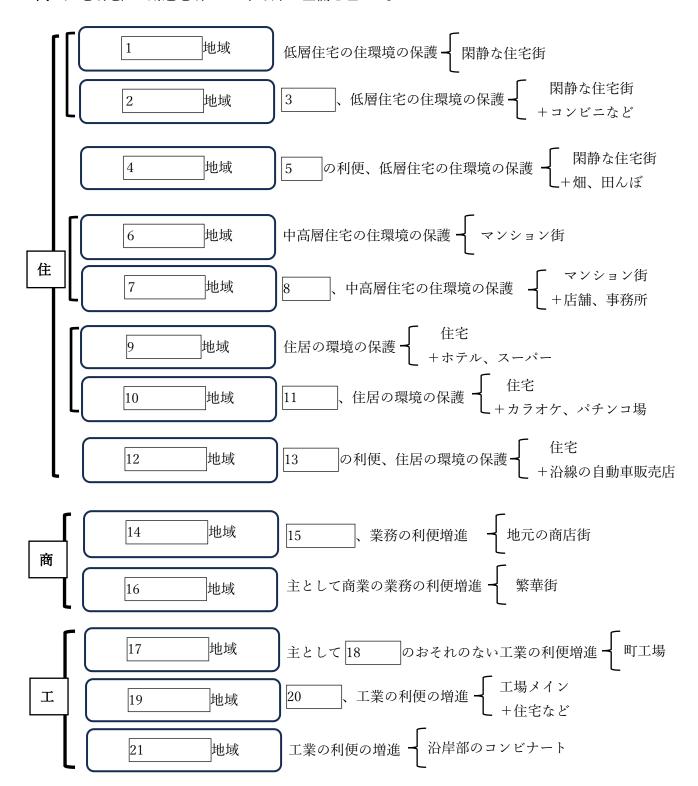


区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けることをいう。

- ○市街化区域とは、すでに<u>市街地</u>を形成している区域、およびおおむね <u>10 年</u>以内に優先的かつ 計画的に市街化を図るべき区域のことをいう。
- ○市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことをいう。
- ○市街化区域にも市街化調整区域にも属さない区域のことを、 区域区分が定められていない都市計画区域(非線引き区域)という。
- ※区域区分をするかどうかは任意である。
- ※準都市計画区域では区域区分はされない。

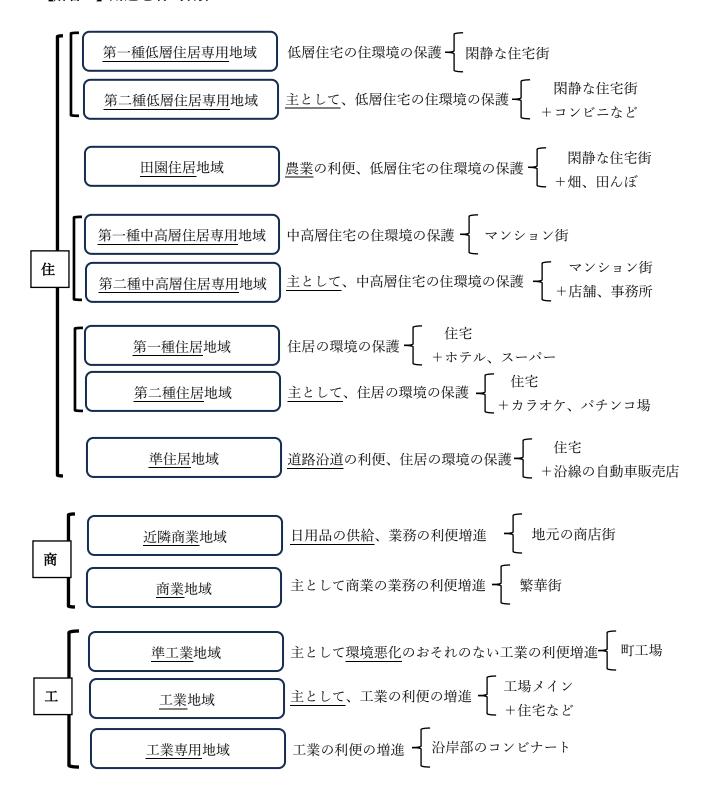
- 1. 都市計画の内容で、市町村に決定権がある内容にどのようなものがあるか。
- 2. 都市計画の決定の際、都道府県・市町村でどのような手続きを踏むか。
- 3. 区域区分とは、何をすることか。

問5. 地域地区の用途地域ついて、以下の空欄を埋めよ。



※街のイメージから、地域名・キーワードを連想できるようにしてください

【解答5】用途地域の分類

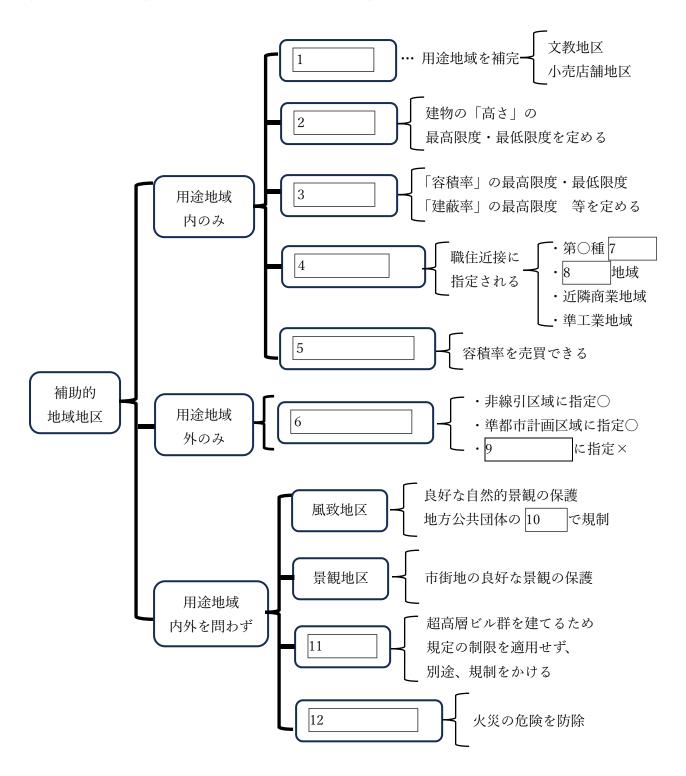


※街のイメージから、地域名・キーワードを連想できるようにしてください

【思い出す】解答を見ずに説明せよ。キーワードも盛り込んで説明せよ。

- 1. 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域とはどのような街並みか。
- 2. 田園住居地域、準住居地域とはどのような街並みか。
- 3. 近隣商業地域、商業地域はどのような街並みか。
- 4. 準工業地域、工業地域、工業専用地域はどのような街並みか。

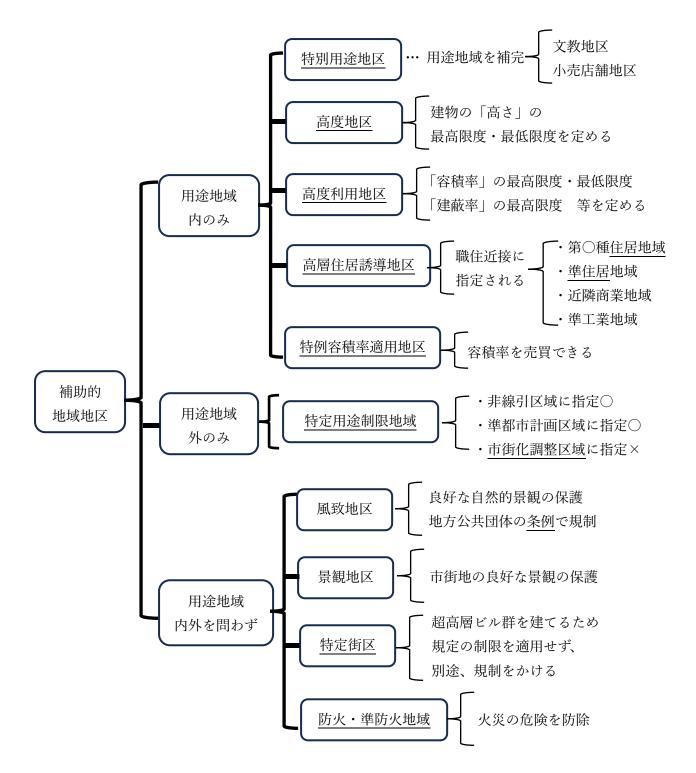
問6. 地域地区の補助的地域地区について、以下の空欄を埋めよ。



問7. 次の地域・区域は準都市計画区域に定めることができるか。

- ① 用途地域 ② 高度利用地区
- ③ 特別用途制限地区 ④ 景観地区 ⑤ 区域区分

【解答6】補助的地域地区



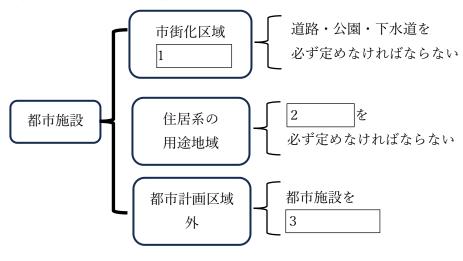
【解答7】準都市計画区域に定めることができる地域・区域

①用途地域〇 ②高度利用地区× ③特別用途制限地区〇 ④景観地区〇 ⑤区域区分×

【思い出す】解答を見ずに説明せよ。キーワードも盛り込んで説明せよ。

- 1. 用途地域内にのみ定められる補助的地域地区を5つあげよ。
- 2. 用途地域外にのみ定められる補助的地域地区を1つあげよ
- 3. 用途地域の内外間わず定められる補助的地域地区を4つ挙げよ
- 4. 準都市計画区域に定めることができる地域・地区の例を6つあげよ。

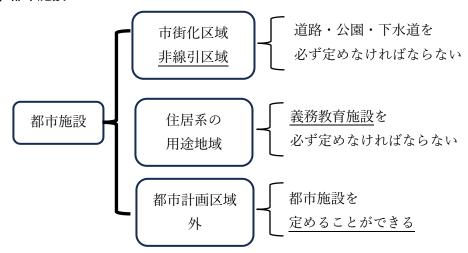
問8. 都市施設について、以下の空欄を埋めよ。



- 問9. 市街地開発事業について、以下の空欄を埋めよ。
 - ○市街地開発事業は、市街化区域・非線引区域のみで行われ、 1 · 2 · では行われない。
- 問10. 地区計画について、以下の空欄を埋めよ。
 - ○地区計画に関する都市計画には「種類・名称・位置・1 ・地区施設」を2 定め、「区域の面積、当該地区計画の3 」を定めるように4 とされている。
 - ○地区計画は、6 が定められている区域に指定される。
 - ・市街化区域では、必ず7 が定められるので、地区計画を定めることができる。
 - ・市街化調整区域では、原則、8 を定めないので、地区計画を定めることも可能である
 - ・ 9 では、用途地域を定めることが可能なので、地区計画を定めることも可能である
 - ・10 では、地区計画を定めることはできない。
 - ○地区計画でしか定めることができない特別な区域として、

11 、12 がある。

【解答8】都市施設



【解答9】市街地開発事業

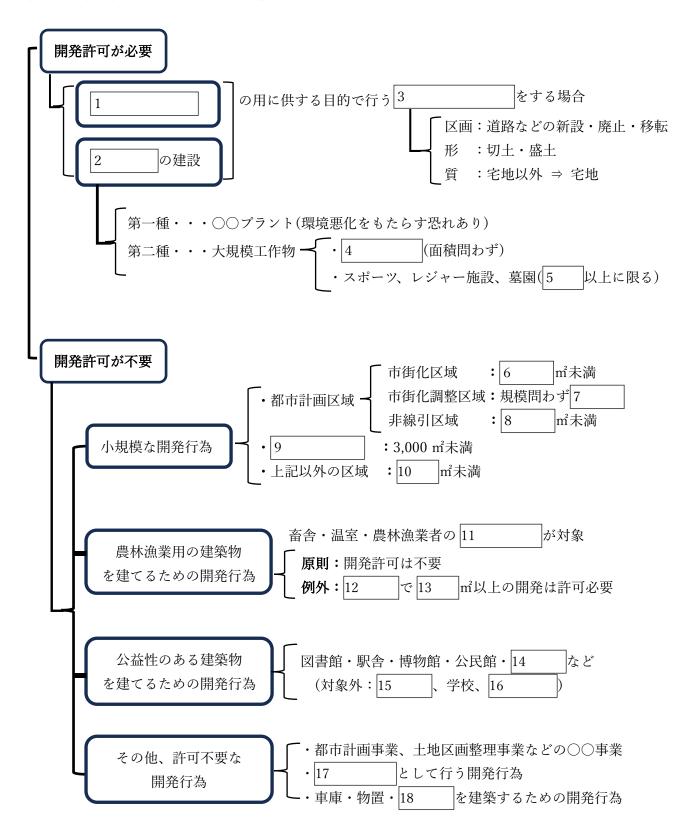
○市街地開発事業は、市街化区域・非線引区域のみで行われ、<u>市街化調整区域</u>・<u>準都市計画区域</u>では行われない。

【解答 10】地区計画

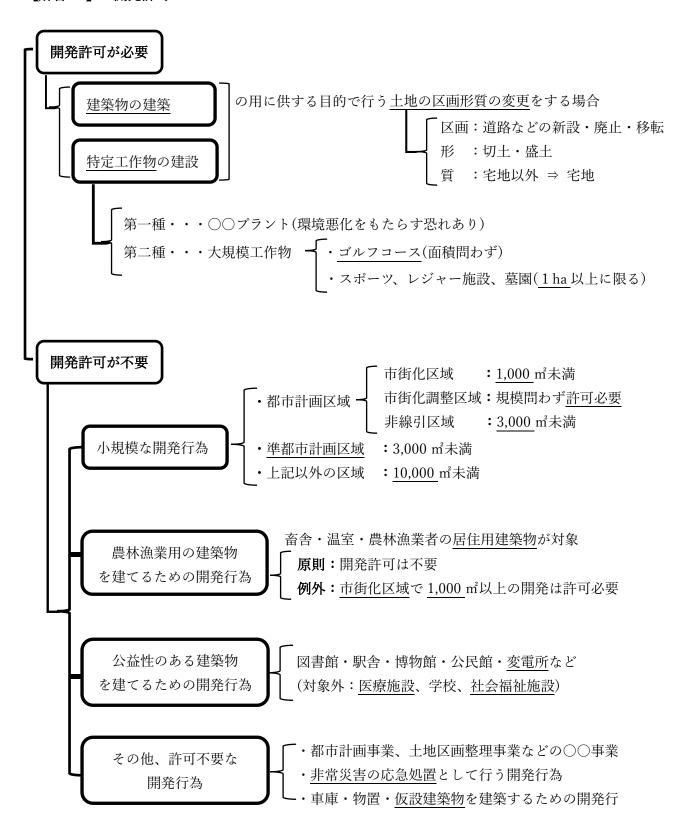
- ○地区計画に関する都市計画には「種類・名称・位置・<u>地区整備計画</u>・地区施設」を<u>必ず</u>定め、 「区域の面積、当該地区計画の目標・方針」を定めるように努めるとされている。
- ○地区計画は、用途地域が定められている区域に指定される。
 - ・市街化区域では、必ず用途地域が定められるので、地区計画を定めることができる。
 - ・市街化調整区域では、原則、用途地域を定めないので、地区計画を定めることも可能である
 - ・非線引区域では、用途地域を定めることが可能なので、地区計画を定めることも可能である
 - ・準都市計画区域では、地区計画を定めることはできない。
- ○地区地区でしか定めることができない特別な区域として、 再開発等促進区、開発整備促進区がある。

- 1. 都市施設として、道路・公園・下水道を定めなければならない区域は何か。
- 2. 都市施設として、義務教育施設を定めなければならない区域は何か
- 3. 地区計画を定めることができる区域をいくつか挙げよ。できない区域も挙げよ。

問11. 開発許可について、以下の空欄を埋めよ。

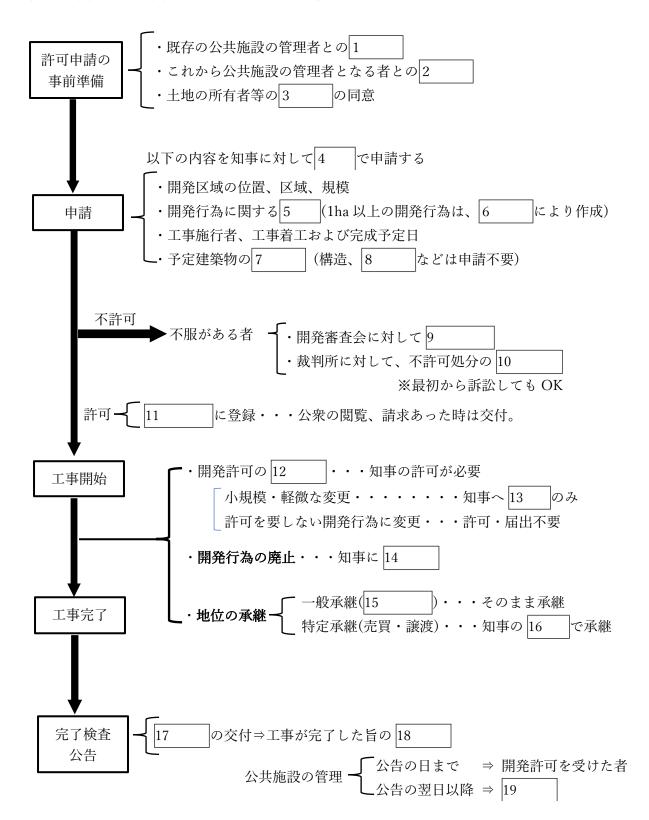


【解答 11】 開発許可

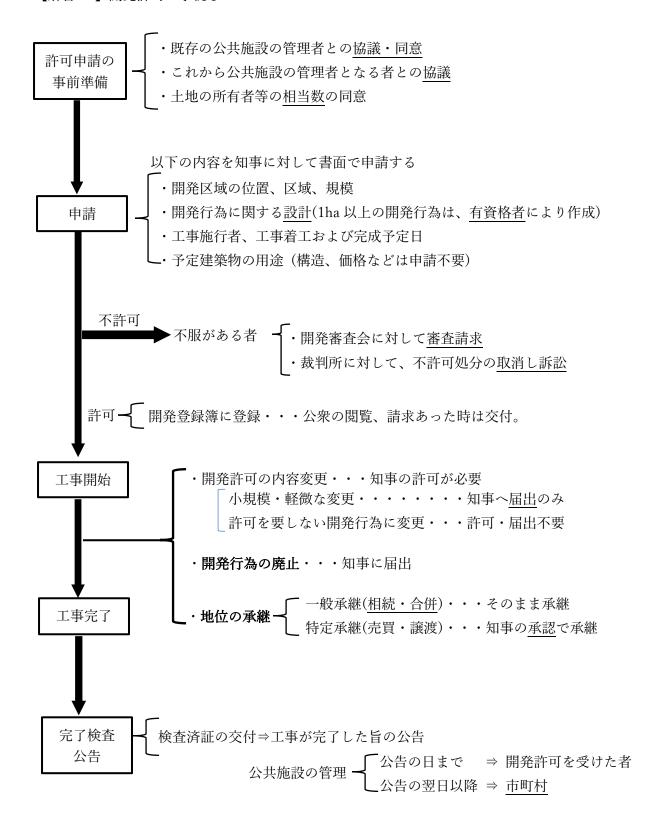


- 1. 開発行為の対象となる「特定工作物」とは何か。
- 2. 開発許可が不要となる開発面積の上限を、区域ごとに挙げよ。
- 3. 上記2. 以外で、開発許可が不要になる開発行為を、実例を挙げて説明せよ。

問12. 開発許可の手続きについて、以下の空欄を埋めよ。

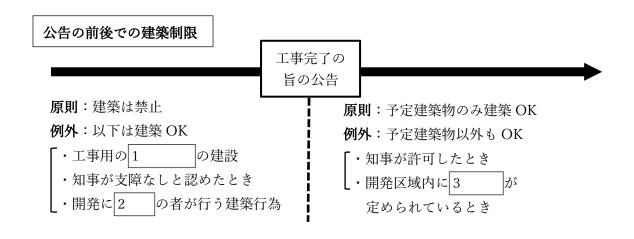


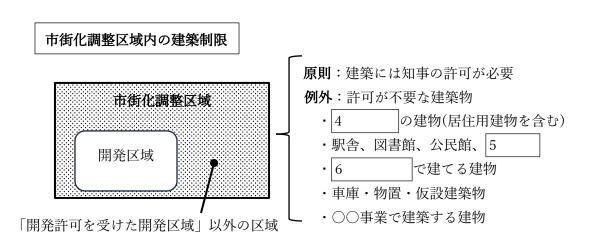
【解答 12】開発許可の手続き

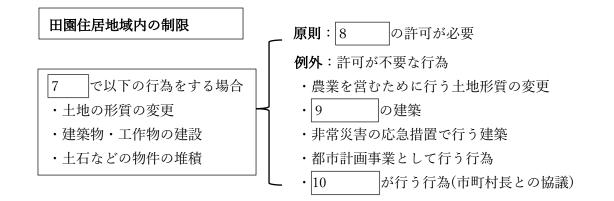


- 1. 開発許可の申請前に、公共施設の管理者や土地の所有者等と済ましておくべき手続きは何か。
- 2. 開発行為に対する不許可処分で、その処分に不服がある者ができることは何か。
- 3. 開発許可の内容変更、開発行為の廃止で、知事への届出が必要なものは何か。
- 4. 公共施設の管理は、工事完了の公告の前後で誰が行うか。

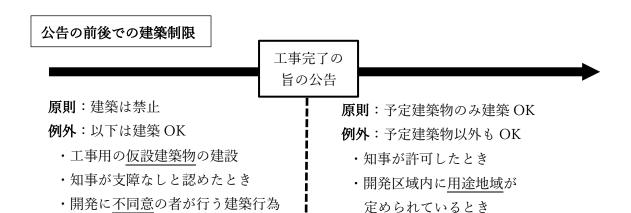
問13. 開発区域内の建築制限等について、以下の空欄を埋めよ。



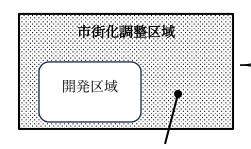




【解答 13】開発区域内の建築制限等



市街化調整区域内の建築制限



「開発許可を受けた開発区域」以外の区域

原則:建築には知事の許可が必要

例外:許可が不要な建築物

- ・農林漁業用の建物(居住用建物を含む)
- ・駅舎、図書館、公民館、変電所
- ・非常災害の応急措置で建てる建物
- ・車庫・物置・仮設建築物
- ・○○事業で建築する建物

田園住居地域内の制限

農地で以下の行為をする場合

- ・土地の形質の変更
- ・建築物・工作物の建設
- ・土石などの物件の堆積

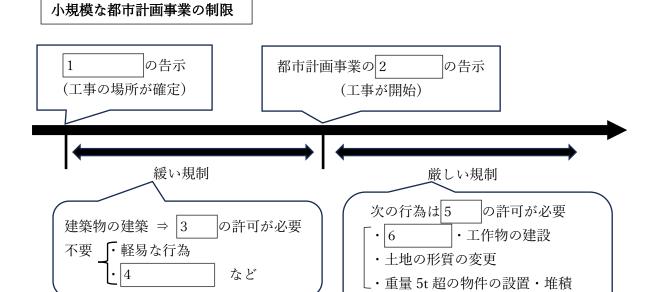
原則:市町村長の許可が必要

例外:許可が不要な行為

- ・農業を営むために行う土地形質の変更
- ・仮設建築物の建築
- ・非常災害の応急措置で行う建築
- ・都市計画事業として行う行為
- ・国・地方公共団体が行う行為(市町村長との協議)

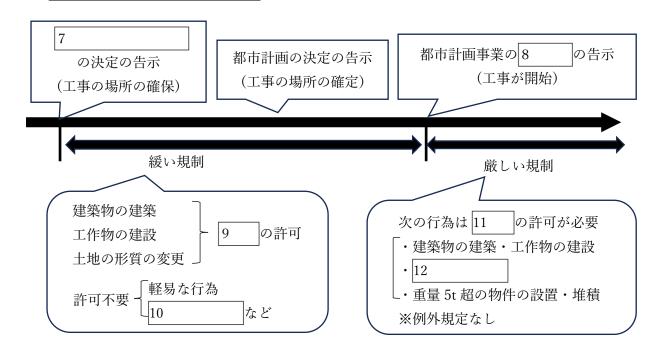
- 1. 開発行為の工事完了の公告前でも、建築物を建築できる場合はどういう時か。
- 2. 市街化調整区域内の開発許可をうけた開発区域以外の区域で、建築を行う場合に、 許可が不要となる建築物はどのようなものがあるか。例を4つ挙げよ
- 3. 田園住居地域内の農地で、市町村長の許可が必要・不要な行為の例をそれぞれ3つ挙げよ。

問14. 都市計画事業制限について、以下の空欄を埋めよ。



※例外規定なし

大規模な都市計画事業の制限



【解答 14】都市計画事業制限

小規模な都市計画事業の制限

都市計画の決定の告示
(工事の場所が確定)

(工事が開始)

(工事が開始)

(工事が開始)

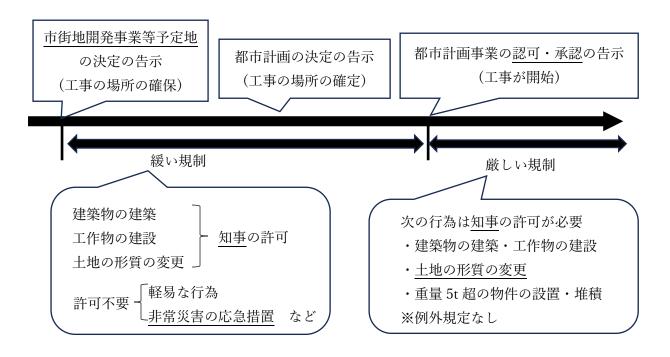
(工事が開始)

(工事が開始)

(大の行為は<u>知事</u>の許可が必要
不要 「・軽易な行為
・非常災害の応急処置 など

(主地の形質の変更
・重量 5t 超の物件の設置・堆積
※例外規定なし

大規模な都市計画事業の制限



- 1. 都市計画の決定の告示から都市計画事業の認可の告示までの間に制限される行為は何か。
- 2. 都市計画事業の認可の告示後に制限される行為は何か。
- 3. 市街地開発事業等予定地の決定の告示があった後に制限される行為は何か。